

## 船舶インシデント調査報告書

平成24年9月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成23年12月19日 01時00分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南方沖 潮岬灯台から真方位177° 330海里（M）付近 （概位 北緯27° 55.0′ 東経136° 05.0′）
インシデント調査の経過	平成24年2月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一新栄丸、19.85トン MZ2-710（漁船登録番号）、個人所有 14.97m（Lr）×3.63m×1.50m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和56年2月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月10日 免許証交付日 平成19年8月13日 （平成24年8月12日まで有効） 機関長 男性 50歳 六級海技士（機関） 免許年月日 平成19年8月13日 免状交付年月日 平成19年8月13日 免状有効期間満了日 平成24年8月12日
死傷者等	なし
損傷	操舵装置の油圧ポンプ用モーター損傷による舵故障
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、潮岬南方沖約330M付近でまぐろはえ縄漁の操業中、平成23年12月19日01時00分ごろ、操舵装置の油圧ポンプ用電動モーター（以下「本件モーター」という。）が異音を発生し、マグネットスイッチが外れて油圧ポンプが駆動できなくなり、舵が利かなくなった。 船長は、応急修理を施したものの、マグネットスイッチが投入できず、自力航行が困難と判断し、操業中の僚船にえい航を依頼した。 本船は、同船にえい航されて22日08時00分ごろ和歌山県那智勝浦町勝浦漁港に入港し、操舵装置を修理した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約1m/s、視程 約5M 海象：波高 約1m、波向 北、潮流 北西約1ノット

その他の事項	<p>操舵装置は、油圧ポンプに異常はなかったが、本件モーターの軸受が焼き付き、マグネットスイッチが外れたことが判明した。</p> <p>本船は、平成18年に本件モーターを、20年に油圧ポンプを交換していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、潮岬南方沖で操業中、本件モーターの軸受が焼き付いたことから、マグネットスイッチが外れて油圧ポンプが駆動できなくなり、操舵できなくなって運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、潮岬南方沖で操業中、本件モーターの軸受が焼き付いたため、マグネットスイッチが外れて油圧ポンプが駆動できなくなり、操舵できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動モーターの軸受は定期的に交換すること。</li> <li>・電動モーター運転中は軸受が発する音に注意し、異常を感じた場合は早期に軸受を交換すること。</li> </ul>	